平成２４年（フ）第７８７号
堺市東区野尻町268―10、住民票上の住所大阪市天王寺区悲田院町９番16号　大広ビル４階
債務者　辰巳　　努
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０３号
堺市北区中長尾町３丁３番24号　大塔住宅22号
債務者　木蘇　　聰
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９号
兵庫県西脇市黒田庄町黒田1170番地の１、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町西澤204番地の33
債務者　飛田　祐弥
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第２５号
山口県長門市西深川733番地１
債務者　山角　輝之
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２９号
宮城県石巻市貞山１丁目10番12号　庄司ハイツ103号
債務者　橋本　正行
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
宮城県東松島市西福田字堀切70番地、前住所東京都杉並区永福４丁目22番10号　マルヨシコーポ82
債務者　石崎　早苗
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
宮城県石巻市貞山１丁目15番３号
債務者　佐藤　憲明
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1071番地の128朝日コーポ本郷２Ｂ
債務者　須永　昭男（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９９号
群馬県太田市大原町1191番地５
債務者　中澤美絵子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３６号
群馬県太田市新田木崎町129番地１　よかれ苑Ｖ―103号
債務者　小林　　孝
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９７１号
名古屋市名東区社台２丁目217番地　ゆかり荘106号
債務者　加藤　孝彦
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３００号
愛知県小牧市小松寺956番地１　フォレストハウスＡ棟101号
債務者　中川　美香（旧姓西出）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３８５号
名古屋市港区野跡５丁目２番３号　なごやかハウス野跡、従前の住所名古屋市港区泰明町３丁目２番地　泰明南荘３棟704号
債務者　早田　時子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６９号
兵庫県姫路市夢前町置本432番地24県営夢前清水谷鉄筋１号棟412号
債務者　美安　佳奈（旧姓上山）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８６号
奈良市疋田町５丁目500番地の15
債務者　徳山明惠こと　尚　　明惠
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１２号
奈良市青山１丁目１番地５―301号
債務者　深浦みづえ
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
奈良地方裁判所